

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年12月22日(2011.12.22)

【公開番号】特開2011-218113(P2011-218113A)

【公開日】平成23年11月4日(2011.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2011-044

【出願番号】特願2010-99257(P2010-99257)

【国際特許分類】

A 45B 25/24 (2006.01)

【F I】

A 45B 25/24 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月11日(2011.10.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

以下、本発明の実施の形態について説明する。

(イ) 本体(1)の中央部に、縦型の開閉口(6)を設ける。

(ロ) 開閉口(6)を挟んで、本体の上方に、取っ手(2)を設ける

(ハ) 開閉口の止め具は、開閉口の全体または一部に、面ファスナー(3)を設ける。

(ニ) 本体(1)の、表面(1a)は防水性素材を、本体裏面(1b)は吸水性素材で構成する。

(ホ) 本体収納用として、ホックにより、左右どちらからでも付けはずし可能な、収納バンド(4)を設ける。

本発明は以上のような構成で、これを使用するときは、左右の取っ手(2)を外側へ引き、開閉口(6)を適度に開き、傘を先端より挿入し、面ファスナー(3)をあわせ収納する。

また傘ケースを持つ時は、左右両方の取っ手(2)を片手でにぎり、吊り下げる。

傘を取り出すときも、左右の取っ手(2)を外側に引き、開閉口(6)を適度に開き行う。

折りたたみ傘収納時、または、傘ケース不要時には、本体(1)を左右どちらかに、適度な大きさに折りたたんで、収納バンド(4)で固定する。